

農林水産政策に関する提言

当センターでは、平成 18、19 年度の調査研究成果に基づき、3 月 18 日、大河原代表から白須敏朗農林水産事務次官に対し、次のような提言を行った。

I 官民連携の強化に関する提言

1. 官民連携への取組みの推進

公的な業務を、民間との連携のもとに実施すること（「官民連携」；Public Private Partnership：PPP）は、より効果的、効率的に公的業務を行うための有力な手法なので、今後の行政推進の基本的な手法の一つとして前向きに取り組むこと。

なお、官民連携による公的業務の実施は、まだ比較的新しい取組みであり、絶え間なく進化しているので、今後とも、より効果的、効率的に公的業務を推進するという視点から、内外の動きを注視していくこと。

2. 官民連携の対象事業

公的機関が実施している業務は、例え公権力の行使を伴うものであっても、全て民間機関に委託できる、というのが最近の考え方のようなのであるが、「委託できる」ということと「委託すべき」ということは別であり、委託すべき業務であるかどうかは慎重に見極めること。

3. 業務委託の受け手について

公的業務の全部又は一部を委託する相手方については、業務執行能力（執行体制、財務状況、事務処理能力、専門性等）に問題がなく、これまでの活動内容や実績、組織運営の透明性等を勘案して適切であると認められる機関であれば、会社、個人、公益法人、NPO その他、その形態を問わないこと。

4. 市場化テスト

わが国の「市場化テスト」は、公的業務の担い手を公的機関と民間機関とが競争入札を行って決めることを意味しているが、海外では、少なくとも国家レベルでは官と民とが競争入札をしたという事例はなく、また国内でも、官と民とが競争入札を行った例は極めて少ない。官と民との担当能力の競争は、競争入札ではなく、お互いが切磋琢磨できるような他の手段を中心に考えること。

Ⅱ 持続的な畜産業の推進体制に関する提言

1. 農業や農村に対する非農家国民の理解の醸成

農業、農家、農村に対する非農家国民の理解を醸成するためには、長期間にわたる弛みない努力の積み重ねが必要であり、諸外国に比べて、農業、農家、農村に対する理解が深くはないわが国においては、農林水産省が先頭に立ち、都道府県や市町村、農業協同組合その他の関係団体との連携の下、息の長い取組みを行っていくこと。

2. 条件不利地域の振興

相対的に農業、農家、農村、さらには地域というものに対しての理解が薄くなっている中で、当センターが行ったアンケート調査等によれば、わが国においても、条件不利地域である中山間地域の国土保全に果たす役割等には理解を示す国民が多かった。こうした状況を背景として、引き続き理解を得る努力を行いつつ、中山間地域を始めとする条件不利地域の振興に努めていくこと。

3. 地域振興に意欲ある地域への支援

地域振興策は、そのことに意欲ある地域でなければ成功せず、また支援しても結局意味のないものに終わってしまうことが多いので、例えば次に掲げるような対策に力を入れ、地域振興事業の核となる人達を確保しつつ、意欲を持って取り組もうとする地域への支援を中心に行っていくこと。

- 1) 地域振興対策事業の対象地域を広くし、事業の効果をあげるとともに、核となる人やグループを確保しやすくする等の工夫をする。
- 2) 担い手となる層が条件不利地域に定住出来るよう、雇用の場の確保の条件整備に努める。
- 3) 若い世代の人たちのために子育て環境を整備する。
- 4) 団塊の世代の人たちを受け入れる。
- 5) 公共施設や生活利便施設、病院等の配置を集中化させ、住民の便宜を図る。

4. グリーンツーリズムについて

グリーンツーリズムや農家民宿も、はっきりした目的や信念なしにやっていける時代ではなくなってきているので、何のためにやるのか、目的をはっきりさせて取り組むよう、指導すること。

5. 子供たちの農業や農村に対する理解の醸成

農業や農村に対する非農家国民の理解を醸成するためには、特に子供の頃から理解を深めてもらうことが大事であるので、子供たちが農場に行って、農業を体験することを通じて理解の醸成を図る取組みを、農林水産政策に関する提言諸外国の例を参考にしながら、農林水産省、地方公共団体、農業関連団体等が協力し一体となって広げていくこと。

6. 先生たちへの対応

子供たちに正しく農業や農村への理解を深めてもらうため、都会育ち、農業未経験の先生たちに対し、子供たちが学校で学び、さらに農家や農村といった現場で農業を学ぶために必要な、きめ細かな支援を行っていくこと。

Ⅲ 政策評価に関する提言

1. 職員に動機付けを与える評価体系の構築

政策評価は、政策、施策、事業（以下「政策等」という。）をより効果的、効率的なものに改善していくためには不可欠のものであるが、政策等の担当職員が前向きに取り組むものでなければ、政策評価の機能は十分に発揮されなくなるので、職員が政策等を改善するため前向きに取り組むことができるようになるよう、政策評価の意義、目的を整理し、浸透させるとともに、その整理に沿った実施体系の構築に努めること。

2. 事前、期中の評価を中心とする方式の検討

職員が意欲的に取り組むことができる評価方式とするためには、「政策決定を行うための根拠となる事前評価」と、政策等の開始後一定期間が経過した段階で「当該政策等の効果を検証するとともに、当該政策等をさらに継続することの是非、改定の必要性の有無等を判断するための根拠となる期中評価」とを組み合わせた評価方式を検討してみること。

3. 現行の実績評価中心方式について

現在の農林水産省の評価体系は、実績評価を中心とし、実績評価とは関連せず必要に応じて総合評価を実施する、というものであるが、「実績評価の結果、政策等

が意図されたように進行していない場合は、総合評価を実施する」こととする、両評価をリンクさせる方式を検討すること。

4. 全ての新規政策等についての事前評価の実施

事前評価は、政策等の決定のための証拠となる情報を算出し、その後に行われる期中評価や事後評価の基礎データともなるので、公共事業や研究開発事業だけでなく、全ての新しい政策等についてしっかりと実施していくことを検討すること。

5. 総合評価について

わが国の総合評価は基本的には事後評価とされているが、実施する場合には、その結果が次の政策等に生かされるようにすること。

6. 実績評価結果の公表について

実績評価の結果については公表されているが、これを政策等の「透明性の向上」のためのツールとすることは避け、「透明性の向上」は別の手段に委ねること。

7. アウトプット評価の実施

政策評価を行うにあたっては、アウトカム評価の方が良いのではあるが、通常アウトカムはその発現までに時間がかかるので、アウトカムを実現するための一過程であるアウトプットによって評価を行うことも視野に入れること。

8. 規制影響評価の体系について

規制影響評価については、規制の実施前に行う規制影響評価だけでなく、諸外国のように、規制を開始してから一定期間を経過した後に、当該規制を継続するのか、廃止するのか、継続するとして変更すべき事項はないのか、等を期中(事後)に検証する規制影響評価をも実施する体系について検討すること。

9. 規制影響評価結果の取扱い

規制影響評価を実施した結果、規制を実施するべきではない、という結果が出た場合、当該規制をどのように取り扱うのか、その方針を明確にしておくこと。

10. 費用便益分析の結果の取扱い

費用便益分析を行った結果「1」を超えなかった場合、仮に当該規制の実施を取りやめることとしたときには、いわゆる「鉛筆を舐める」ことも行われかねないので、規制を正当化する十分な定性的理由等があれば、「否定的」にはしない道筋を設けておくこと。

11. スタンダード・コスト・モデルについて

費用便益分析を行う際の費用の計算については、いろいろな考え方や手法があり、混乱を招きかねないので、近年オランダで開発され、多くの国が採用し始めているスタンダード・コスト・モデル(Standard Cost Model: SCM)を参考にしつつ、日本の農畜林水産行政に適用できるコストモデルを開発すること。

これに対し白須事務次官からは、蓄積のない分野に対する当センターの長年にわたる調査研究を謝し、提言の趣旨を今後の農林水産行政に反映させていきたい旨の発言があった。